大阪府

かいごほけんせいど介護保険制度について

れいわ ねん がつばん 令和6年4月版

	も 目	次
1. j 2. j (1)	介護保険制度の主な改正点 2 介護保険制度のしくみ 3 が護保険制度のしくみ 3 が護保険制度の全体像 3 介護保険の財源構成 3	(4) 滞納時の措置 15 7. 利用者資担 16 (1) 利用者資担について 16 (2) 常行 16
(3) (1)	介護サービス等の利用手続き4冷護保険で利用できるサービス6潜管介護支援・介護予防支援6	(3) 施設サービスの利用者負担
(2) (3) (4) 4. ‡	************************************	8. 高齢者の権利擁護事業 20 (1) 権利権護事業 20 (2) 日常生活自立支援事業 20 (3) 成年後見制度 21
(1) (2) (3) 5. 1		(4) 高齢者虐待防止 21 9. 審査請求 21 10. 障がい者の介護保険利用について 21 11. その他の高齢者福祉サービス等 22
6. 1 (1)	冷護保険料	 (1) 在管におけるサービス
(3)	の	12. 相談窓口・情報案内 23

1. 介護保険制度の主な改正点

【令和6年4月から】

●介護保険料が改定されました。

令和6年度から令和8年度の介護保険料が決まりました。

介護保険の財源割合は、第1号被保険者(65歳以上の方)は約23%、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は27%です。

●介護報酬が改定されました。

かいごほけん 介護保険サービスの介護報酬が改定されました。

●第1号被保険者の保険料に係る所得段階が多段階化されました。

介護保険料を決定する際の標準的な所得段階が9段階から13段階に多段階化され、所得の篙い方の標準疑認が引き上げられるとともに、所得の低い方の標準乗率が引き上げられました。(14ページ参照)

●福祉用具の一部にレンタルと購入の選択制が導入されました。

これまで福祉前負貸与(レンタル)の対象権首となっていた、直定前スロープ、歩行器、歩行補助つえは、レンタル 対は 購入のどちらかを選択できるようになりました。(フページ参照)

【令和6年8月から】

●介護保険施設の基準費用額と低所得者の負担限度額が見直されます。

介護保険施設等を利用する際の**に**性強力の基準費用額が引き上げられます。あわせて、低端においては、居住費の資担限度額が一部引き上げられます。(17-19ページ参照)

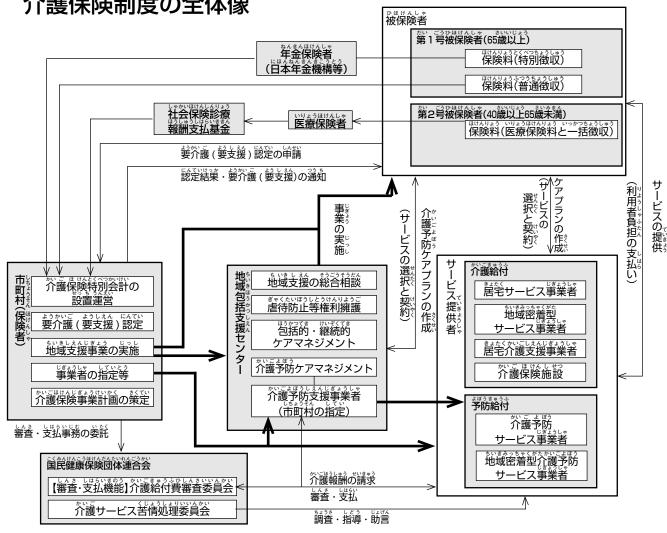
【令和7年8月から】

●一部の介護保健施設、介護医療院に多床室の室料負担が導入されます。

「その他型」技び「猿養型」の介護老人保健施設、「缸型」の介護医療院の多保室において、新たに室料資類が導入されます。 (17-19%-5) を照り

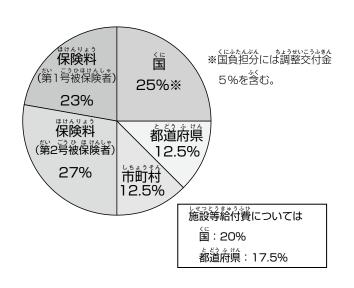
2. 介護保険制度のしくみ

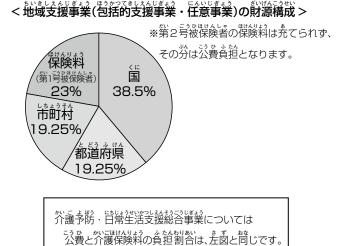
(1) 介護保険制度の全体像

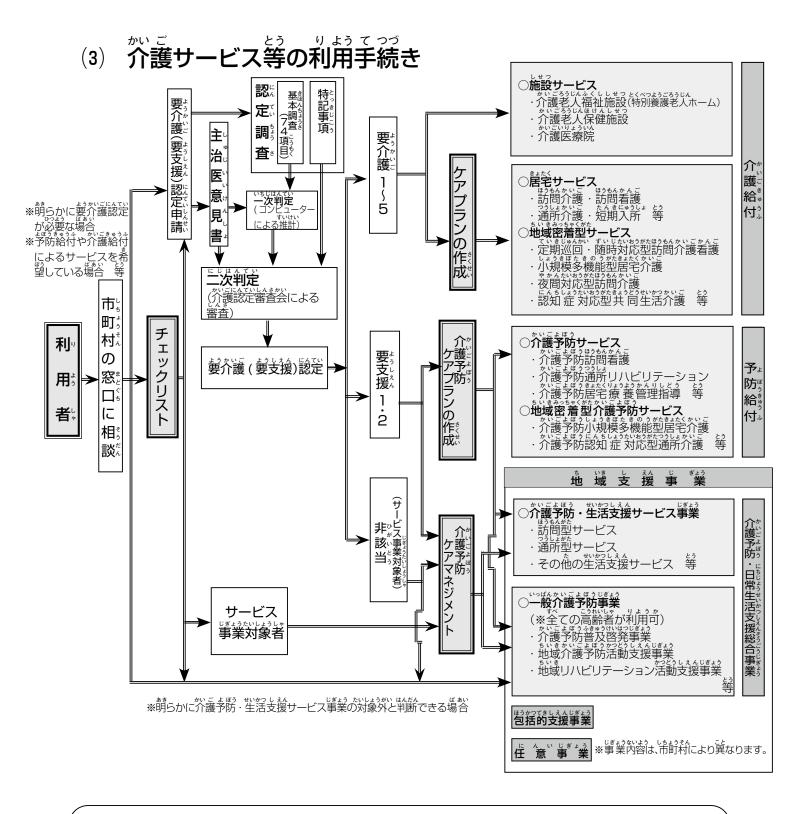


(2) **介護保険の財源構成**

介護保険の建営に必要な財源は、サービス利用者が支払う貧担労を除き、公費で約半労を負担し、残りの 半労を介護保険加入者(被保険者)が保険料で負担します。第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担 割合は、人数比で投分されています。財源の構成は下図の通りです。







- 1. 介護保険のサービスを利用する場合は、お住まいの情前特に要介護(要支援)認定を前請し、認定を受けます。認定を受けた後、介護支援等前貸(ケアマネジャー)等が作成したケアプランに基づき、サービスを利用します。
- 2. 地域支援事業の利用については、お住まいの情節がにお問い合わせください。

○市町村窓口で、基本チェックリストによる審査を行います。※実施は、市町村により異なります。

利用するサービスの区分(一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及び要介護(要支援)認定のサービス)の振り分けをします。

○市町村窓口へ要介護(要支援)認定を申請する場合

手続きは、茶人や、家族、成年後覚人等による単譜のほか、地域包括支援センター、省合で定める要件を満たす指定居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)、介護保険施設、地域密着塑介護老人福祉施設等に代行を依頼できます。

【65歳以上の芳】

介護が必要になった原因を問わず、サービスを利用できます。

【40歳以上65歳未満の芳】

加齢に伴う下記の16種類の特定疾病により介護や支援が必要となった場合に、サービスを利用できます。

特定疾病

- ○がん(医師が一般に懲められている医学的丸覚に魅づき凹後の真込みがない状態に至ったと判断したものに願る。)
- しんこうせいかくじょうせいまで だいのう ひしっき ていかくへんせいしょうおよ びょう せきずいしょうのうへんせいしょう せきちゅうかんきょうさくしょう ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症
- へいそくせいどうみゃくこう か しょう *^*せいへいそくせいはいしっかん りょうがわ しつかんせつまた こ かんせつ いちじる へんけい ともな へんけいせいかんせつしょう ○閉寒性動 脈 硬化症 ○慢性閉寒性肺疾患 ○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節 症

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、特前特の「介護認定審査会」で審査・判定します。 原則として、申請から30百以内に認定結果を通知します。新規認定の特別期間は、原則6か月(更新認定 の場合は原則12か月)です。ただし、心身の状態によって短縮、延長される場合があります。

認定調査

認定調査資が訪問します。障がいなどのため意思疎通が難しい芳などは、無料で通説などが同席する制度を設けている情前科がありますので、事前に情前科にお問い合わせください。

主治医意見書

○ケアプランの作成

- ・介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合は、地域包括支援センターへご相談ください。
- ・施設サービスを利用する場合は、直接施設に輸し込みます。なお、ケアマネジャー等も施設の情報を提供できます。

○サービスの利用

算体的な内容や利用台、時間帯、利用料などについてサービス事業者と半分語し合い契約します。サービス内容で改善してほしいことなどがあれば、ケアマネジャーや地域包括支援センター、サービス事業者などが 相談に応じます。

○利用料の支払い

サービスの利用者資類額は、費用の1割から3割(※)です。ただし、清偿資(滞在費)・食費などの実費が必要な場合があります。サービス種類ごとの費用は、要介護度別に介護報酬として決められています。契約時に納得いくまで説明を受けましょう。

(※)詳細は「7. 利用者負担」 (16ページ~)をご参照ください。

3. 介護保険で利用できるサービス

<介護サービスの種類>

予防給付 介護給付 ◎介護予防サービス ⊂ 営営サービス 【通所サービス】 【訪問サービス】 【通所サービス】 ○訪問介護(ホームヘルプ) 【訪問サービス】 ○通所介護(デイサービス) いによぼうほうもんにゅうよくかいこう 介護予防訪問入治介護 かいこよぼうほうもんかんご かいこまぼうほうもんかんご かいこよぼうほうもん かいこよぼうほうもん の食 一般ではほうほうもん かいこよぼうきょなくりょうようかんりしどう 介護予防居宅療養管理指導 かいごよぼうつうしょ ○介護予防通所リハビリテーション ○訪問入浴介護 ○通所リハビリテーション(デイケア) (デイケア) ○共生型通所介護(デイサービス) ○訪問看護 (まうもん) (記問リハビリテーション) (記記できまたくりょうようかんりしどう) (国宅療養管理指導 (まつまいがたほうなんか)ご へたなきにゅうしま 【**短期入所サービス】** たなきにゅうしょせいかつかいこ ○短期入所生活介護(ショートステイ) /たんきにゅうしょ 【短期入所サービス】 ○ きょうせいがたほうもんかいご ○共生型訪問介護(ホームヘルプ) かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご の介護予防短期入所生活介護 ○短期入所療養介護(ショートステイ) ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 (ショートステイ) かいごよぼうたんきにゅうしょりょうようかいご 介護予防短期入所療養介護 かいごよぼうとくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご 介護予防特定施設入居者生活介護 ○共生型短期入所生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 (ショートステイ) ・まうきいがたかいごよほうたんきにゅうしょせいかっ ○共生型介護予防短期入所生活 (ショートステイ) 〇特定福祉**用**具販売 ○特定介護予防福祉用具販売 かいご 介護(ショートステイ) (回施設サービス (回施設・サービス (回旋送・カービス (回旋送・カービス (回旋送・カービス (回旋送・カービス) ◎居宅介護支援 特例入所(要介護1・2) ◎介護予防支援 ○介護老人保健施設 ◎住宅改修 ○介護医療院 でいきみっちゃくがた ◎地変をイサービス でいきじゅんかいずいじたいおうがたほうもんかいこかんこ ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ◎介護予防住宅改修 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ●地域密着型介護予防サービス ○小規模多機能型居宅介護 の介護予防認知症対応型通所介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ☆いごよぼうしょうきぼたきのうがたきょたくかいご ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 かいこよぼうにんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいこ ○介護予防認知 症 対応型 共 同生活介護 (グループホーム) ☆いまみっちゃくがたかいごろうじんふくししせっにゅうしょしゃせいかつかいご ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 原則、要介護3以上 特例入所(要介護1・2) かんごしょうきぼたきのうがたきょたくかいご ふくごうがた ○看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) ○地域密着型通所介護 ○共生型地域密着型通所介護

***うせいがた どういっ じぎょうしょ いったいてき かいここほけん しょう ふくし ていきょう 井生型サービス:同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供するもの。

(1) 居宅介護支援・介護予防支援

	介護給付(要介護1~5の方)	予防給付(要支援1・2の方)
ケアプランの作成 首分で作成することもできます。 全額が保険熱付され、 利角者資担はありません。	居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが心身の状況・環境・本人の希望などに基づきケアプランを作成し、サービスの利用状況の確認などを行います。 介護保険施設に込がする場合は、施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。	介護学院サービス等を適切に利用できるように、ケアプランの作成を行うとともに、サービス提供が確保されるように事業者等と連絡・調整を行います。なお、介護学院の効果を最大限発揮し、生活、機能の改善を実現するための適切なサービスが選択できるようにします。地域包括支援センター、または居宅介護支援事業業所のケアマネジャーが、ケアプランを作成します。

(2) **居宅サービス等**

またんかいこいが またんかいこいか またんかいこいか またんかいこいが またんかいこいがく またんかい こいがく またんかいこいがく またんかいこいがく またんかいこいがく またんかい このまたんかい このまたんかい このまたんがい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんがい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんかい このまたんが このまたんかい このまたん このま	
 訪問介護 し、入浴・排せつ・食事等の身体介護や調理、	
新聞大浴 介護職員や着護師が浴槽を積んだ入浴軍等 居宅に浴室がない場合や疾病なで自宅を訪問し、入浴の介護などを行います。 らその他の施設での入浴利用が困りが護予防を首的として入浴の支援を	雑な場合に 行います。
サービス 訪問看護 確認や指導、診療に必要な補助などを行います。 として、療養状況の確認や指導、	
・ 関連学療法士や作業療法士などが首宅を訪問	なリハビ
医師、歯科医師、薬剤師などが首宅を訪問 医師、歯科医師、薬剤師などが質をできます。 とい、歯科医師、薬剤師などが質をできます。 「漁養上の管理や指導を行います。 「漁養上の管理や指導を行います。 います。	たく いきから できる からい からい とう できる からい とう できる からい とう からい おり からい からい おり からい おり からい
3	
サービス	接持·回復:
「首常生活の首立を助ける福祉角真を貸与し 福祉角真のうち、介護予防に復ます。 で記念を動ける福祉角真を貸与します。 で記念を動ける福祉角真を貸与します。	立つもの
よう しえん よう	_{かいで} ~護
	<u>「護</u> 3 4 5
手すり(工事を伴わないもの)	
スロープ(工事を伴わないもの)	
####################################	
佃祉用具 金貨 高谷 「(るま)	
・住宅は たいよ しゅうかんけい 貸与	
修関係	
とくしゅしんだいふぞくひん 特殊寝が付属品 たてはなりにようで	
をに (等) しおうぐ 床ずれ防止用具	
ないい人かん き 体位変換器 になもしょうろうじんはいかいかんもきき 認知症老人徘徊感知機器	
していまったいとうちによう じどうてき きゅういん きゅう ので 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	00
※固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえは、レンタル艾は購入のどちらかを選	· ドできるよ
になりました。	
※その他、いずれも一定条件のもとで利用できる場合があります。	

		かいこまからぶ ようかいご 1~5の方) 介護給付(要介護 1~5の方)	予防給付(要支援1・2の方)
るない。 福祉用具 ・住宅改	特定福祉	福祉前真のうち入浴又は排せつに使用するとして(利用者負担 1割から3割を含む。) 特定福祉前真販売事業者として指定された 【種首】腰掛便座(便座の底上げ部材も含む) 「入浴補助前具、簡易浴槽、移動前リ	にいまうかまう しきょう はまた は 1 参照) なお、
修関係	住地灣	して(利角著資色 1 割から3割を答む。) 支給しま 【種質】 手すりの取付け、酸差・通路等の傾斜の 引き声等への窮の取替え(窮の撤去を答	め小規模な怪笔談修に対して、20芳符を傾度とす。(※1参照) 特前特に事前の申請が必要です。 D解消、滑りの防止等のための保税等の変更、 む)、和式便器から発式便器への収替え、 ロープの設置に伴う転落防止機の設置を含む)
短期式が サービス	短数生 (シス 短短療 (シス ボカンボケ ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス が ー イ で ス か ー で ス か ー イ で ス か ー イ で ス か ー イ で ス か ー イ で ス か ー イ で ス か ー	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設に短期間気所して、気浴・排せつ・ 後事等の介護や機能訓練などを行います。 介護老人保健施設などの施設に短期間 気所して、看護・医学的な管理のもとで、 介護、機能訓練その他必要な医療や看護などを行います。	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設に短期間気所して、介護予防を首的としてう浴・排せつ・貧事等の支援や機能訓練などを行います。
対でしまった 特定施設 まいかっかいぎ 生活介護		着料表人ホームや軽費表人ホーム、養護 老人ホーム等で特定施設入着者生活介護 の指定を受けた施設に入居している方に、 「冷浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを行います。	有料老人ホームや軽費老人ホーム、養護老人ホーム等で介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設に入居している方に、介護予防を首的とした入浴・排せつ・食事等の支援や機能訓練などを行います。

(※1)原則、利用者がいったん全額を事業者に支払った後で介護保険から払い戻される償還払いにより支給します。 (ただし、利用者の資疸を軽減するため、利用者資疸分を事業者へ支払うことにより支給される情節符もあります。)

(3) **施設サービス**

	☆ (予防給付(姜支援1・2の芳)
介護老人福祉施設 (特別養護老人木一 ム)	原則、要介護3以上 特例次所(要介護1・2) 常に介護が必要で在宅生活の函難な方が 管常生活上の世話、機能訓練、「療養上の世話などのサービスを受けながら生活する施設です。 (入所定員30名以上の施設に願る。)	特例入所の要件 ①認知症の芳で、"日常生活に支障を禁すような症状"・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。②知的障がい、精神障がい、等を作い、日常生活に支障を来すような症状。行動や意思疎通の困難
介護老人保健施設	着護、介護を必要とする芳が在宅復帰を曽指す 施設です。	さ等が頻繁に見られる。 ************************************
介護医療院	自常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや着取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。	り、心身の安全・参いの確保が困難である。 ④ 単身世帯である、同居家族が高齢艾は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かった。
		つ、地域での介護サービスや生活支援の供給が 本十分である。

5 いきみっちゃくがた (4) **地域密着型サービス**

要支援·要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で生活が続けられるように設けられたサービスです。 市前特が事業所の指定・監督を行います。原則として所在市前特の住館(被保険者)が利用できます。

	かいごきゃうふ、ようかいご 介護給付(要介護1~5の方)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
でいましょんかい、ずいじ定期巡回・随時ないまうがたほうもんかいまかん。対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問により、艾は随時通報を受け、入浴・排せつ・食事等の介護その他に定められた首常生活上の世話、「療養上の世話艾は必要な診療の補助を行います。	
************************************	養間に、定期的な巡回訪問により、芝は随時 選載を受け、洗浴・排せつ・食事等の介護その 他に差められた甘常生活上の世話を行います。 (定期巡回・随時対応塑訪問介護看護に該当す るものを際く。)	
にんましょうないまうがな 認知症対応型 ううしょかいこ 通所介護	認知症の芳が首帰りでデイサービスセンター などに強い、入浴・排せつ・食事等の介護その 他に差められた哲常生活上の世話技び機能訓練 などを行います。	認知症の芳が白ゅうでデイサービスセンターなどに強い、介護予防サービス計画で定める 期間にわたり、分浴・排せつ・後事等の支援や機能訓練を行います。
小規模多機能型 * 註完介護	要介護者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、訪問、通所や短期間 宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他に定められた日常生活上の世話及び機能訓練などを行います。	要支援者の心身の状況、環境等に応じて、 利用者の選択に基づき、訪問、通所や短期間 宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした 入浴・排せつ・食事等の支援その他に定められ た首常生活上の支援及び機能訓練を行います。
認知症対応型共同 生活介護(グループ ホーム)	認知症の芳(為性の状態にある芳を除く。)が 少人数で共育生活を営む住居において、入浴・ 排せつ・食事等の介護その他の百常生活上の 世話及び機能訓練を行います。	要支援2に該当する芳で、認知症の芳(急性の状態にある芳を除く。)が少人数で共同生活を営む住居において、介護予防を首的として、汽浴・排せつ・食事等の支援その他の首常生活上の支援及び機能訓練を行います。
まいきみっちゃくがたとくていしせっつ 地域密着型特定施設 にもうきょしゃせいかっかい。 入居者生活介護	*省料老人ホームなどの特定施設で入居者が 要介護者とその配偶者等に限られるもののうち、 大清定員29名以下の小規模な施設に入居して いる要介護者に入浴・排せつ・食事等の介護そ の他に党められた哲常生活上の世話、機能訓練 及び療養上の世話を行います。	
もいきをらきくがたかいころうじん 地域密着型介護老人 ふくししまったうしたまじかっ 福祉施設入所者生活 介護	原則、要介護3以上 特例入所(要介護1・2) 特例入所(要介護1・2) 特例入所(要介護1・2) 大学	
をなった。ことでは、またまのであった。 看護小規模多機能型 をまたいかい。 居代介護 (複合型サービス)	いた。 しょうきょう かっかかまたくかい ごまく から 訪問者に とい規模多機能型居宅介護を組み合わせて提供されるサービスです。	
地域密着型通所介護	利角定算が18名以作の小規模な通所介護 施設で、首常生活生の世話や機能訓練などを行います。	

4. 地域支援事業

被保険者が、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な能り、地域において自立した自常生活を営むことができるよう支援するサービスで、情前特が実施します。

かいことほう にもじょうせいかつ 介護予防・日常生活 しえんまうごうじぎょう* 1 支援総合事業** 1	か <u>いま</u> が。 か <u>きが</u> ・生活支援 サービス事業	 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供します。 ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・運活支援サービス ・運活支援サービス ・運活支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	いっぱんかいことほうじぎょう一般介護予防事業	○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○加域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防部業計価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業
ほうかつてきし å なじぎょう * 1 包括的支援事業* 1	○総合相談支援事業 ○介護予防ケアマス	
	 (社会保障充実分) (社会保障充実分) (本会保障充実分) (本会保障充	
任意事業*1	かいこきゅうふひてきせい 介護給付費適正化	かじぎょう かそくかいこしぇんじぎょう ちいきじりっせいかつしぇんじぎょう とう 上事業、家族介護支援事業、地域自立生活支援事業 等

- ** 1 介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業、それぞれの事業費は各市町村で上限額が設定されます。
- ※2 事業の一部を特前科の委託により、居宅介護支援事業所で実施している場合があります。

かいご よぼう にちじょうせいかつしえんそうごうじぎょう (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・管営業活支援総合事業は、第行のサービス類型である介護予防請的介護等の専門的なサービスに加え、管営党業体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、特前特の独首施策や特場において党間企業により提供されるサービスも活用しながら要支援者等の状態等にあったふさわしいサービスを提供します。

ア、介護予防・生活支援サービス事業

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など自常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を首於とした配養や一人暮らし高齢者等への 見ずり、その他、訪問塑サービス技び通所塑サービスに準する生活支援を提 供します。

事業	內容
介護予防ケアマネジメント	

イ. 一般介護予防事業

10 60. 5	A
事業	於 於
かいごよぼうはあくじぎょう 介護予防把握事業	収集 した情報等の活角により、関じこもり等の荷らかの支援を要する者を 把握し、介護予防活動へつなげます。
かいこよぼうふきゅうけいはつじぎょう 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
まいまかいごよほうかっとうしえんじぎょう 地域介護予防活動支援事業	造党業体の介護予防活動の脊成・支援を行います。 2015年1月11日 1日
いっぱんかいことほうじぎょうひょうかじぎょう一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に楚める首標値の達成状況等を検証し、一般介護予防 事業の評価を行います。
地域リハビリテーション を含えるとなるとなるとできます。 活動支援事業	介護予防の散組を機能強化するため、通情、影簡、地域ケア会議、性常常体 の通いの場等へのリハビリ事簡職等による助誓等を実施します。

(2) **包括的支援事業**

ア. 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者ができるでの住み慣れた地域で暮らせるよう、住まい、医療、介護、予防、 生活支援のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」におけるや核的な機関としての役割を担っ ています。センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援等門賞(主任ケアマネジャー)が記書されています。

○総合相談支援事業

センターでは、健議や福祉、医療や生活に関することや、高齢者の家族、近隣に暮らすどの高齢者に関する補談を受けます。

着一般を受けたセンターは、介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した適切なサービスにつなぎ、総合的な支援を行います。

○権利擁護事業

センターでは、高齢者虐待への対応や、成年後見制度の利用にあたっての支援、消費者被害の防止などを関係機関と連携して行います。

- ○介護予防ケアマネジメント事業(再掲)
- ○党流が・継続がケアマネジメント支援事業

センターでは、主任ケアマネジャーなどが、高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、様々な関係機関との連携体制づくりを進めます。

また、地域のケアマネジャーの支援を行い、より良いサービスの提供に努めます。

イ、在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の満方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で首分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の 遺携を推進しています。

ウ. 認知症施策の推進

認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を学労に整確し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら認知症施策を推進しています。

○認知症初期集中支援チームの設置

医療・介護の複数の等削職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6ヶ月)に行っています。

○認知症地域支援推進員の配置

地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族等への相談支援を行っています。

○チームオレンジの整備

認知症の人ができる値り地域のよい環境で首分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、「共生」の地域づくりを推進します。

<認知症疾患医療センター>

認知症についての等的医療箱談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との 連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの 連携を行っています。

病院名	新 在 地	地 遠 玄 労
(社医)北斗会 さわ病院	豊中市	沙田市、箕面市、豊中市、吹田市、 とよのまよう。のせまよう 豊能町、能勢町
(医)大阪精神医学研究所 新阿武山病院	高槻市	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
(社医)三上会 東香里病院	がらかたし 枚方市	ならかたし、なきがあし、もりぐもし、からまし 枚方市、寝屋川市、守口市、門真市 だいとうし、しじょうなみてし、かたのし 大東市、四條畷市、交野市
(医)清心会 八尾こころのホスピタル	八尾市	東大阪市、八尾市、柏原市
(医)六三会 大阪さやま病院	大阪狭山市	松原市、藤井寺市、羽曳野市、 大藤狭山市、當笛梯市、河内養野市、 太子町、河南町、千草赤阪村
(医)河崎会 水間病院	カルラかし 貝塚市	和泉市、泉大津市、高石市、貝塚市、 ・
大阪市立弘済院附属病院	吹 笛市	
(社医)北斗会 ほくとクリニック病院	大阪市大正区	
大阪公立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区	
(医)圓生会 松本診療所	大阪市旭区	
(社福)恩賜財団 大阪府済生会野江病院	大阪市城東区	
(医)葛本医院	大阪市東住吉区	
(公射)浅香山病院	オ市堺区	triphic tri
(医)杏和会 阪南病院	界市中区	山地口

ホームページ 大阪府 認知症疾患医療センター

検索

エ、生活支援サービスの体制整備

情情が持かいが必となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進賞)を配置し、NPO・É簡を業・協同組合・ボランティア・社会福祉法人・社会福祉協議会・地縁組織・介護サービス事業所・シルバー人材センター・老人クラブ・商品会・É生芸賞等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

オ. 地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多齢種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。

(3) 任意事業

高齢者が、その人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の党定化を 図るとともに、被保険者及び要介護者を境に介護する芳等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う事業 です。

ねい、かいこきゅうふひてきせいかじぎょう。かぞくかいこしぇんじぎょう。 ちいきじりっせいかつしぇんじぎょう。とう例:介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、地域自立生活支援事業。等

5. 介護サービス情報の公表

情報公表制度の趣旨と仕組み

介護サービス情報の公義制度は、利用者が介護サービス事業者の情報を比較検討し、適切に介護サービスを選択することができるようにするため、各事業者が提供するサービスの内容や通営状況等に関する情報を、事業者の報告に基づき、公義する制度です。事業者の報告は、法や等により毎年行うことが義務づけられています。この制度は、平成30年度より都道府県から指定都市への事務権限移譲が行われ、平成30年4月1日以降に公義される大阪市艾は堺市に所在する事業所、施設に関する情報に係る事務については、それぞれ大阪市艾は堺市の所管となります

○公表内容

○調査について

かい。 介護サービス情報公表システム

事業者の介護サービス情報は、国が提供するホームページ「介護サービス情報公表システム」において公表されています。

ホームページ 介護サービス情報公表システム 検索

6. 介護保険料

介護統治・予防統治・地域支援事業の費用は、約50%が公費で賄われ、公費資担を除く費用は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が保険料で資担します。

(1) **第1号被保険者(65歳以上)の方の保険料**

ア. 保険料の額

着情前待における介護サービスにかかる費用の総額(利用者資疸分を除く)の23%分に応じて65歳以上の方の保険料の基準額を算出し、情前特は、その基準額に所得段階に応じた割合を乗じて保険料を決定します。被保険者の所得状況に応じ、きめ麺かな保険料段階を設定できるよう配慮されています。

基準額は、答前的科が3岸でとに党める介護保険事業計画に基づき3年に1度覚査されます。(次期覚査 しは、2027年4月です。)

第1号被保険者として納める保険料は、65歳の誕生日の前日が属する月の分からです。

<保険料の設定例>

保険料段階		対	S 象	^나 者	保険料
第1段階	・生活保護受給結構等 ・生活保護受給者等 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、必約年金収入と合計所得金額の合計 額が80方角以下の方			*************************************	
第2段階		 世帯至資が 清前科食税	本人のごうけいがく合計額	これが発金収入と合計所得金額の が12055円以下の方	基準額×0.685
第3段階	はんにん 本人が しちょうそんみんぜい	非課税		紫以外の芳	基準額×0.69
第4段階	市前希德税非課税	筒じ世帯に 市齢科食税課税者	本人のごうけいがく合計額	込的年金収入と合計所得金額の が805倍以下の芳	*************************************
第5段階		がいる芳	第4段	当以外の方 当以外の方	基準額
第6段階		本人の合計所得金額	 煩が120	* 方門未満の方	基準額×1.2
第7段階		本人の合計所得金額	。 類が120	た。 方円以上210万円未満の方	基準額×1.3
第8段階		本人の合計所得金額	。 類が210	方円以上320万円未満の方	基準額×1.5
第9段階	^{ほんにん} 本人が ^{しちょうそんみんぜい} 市町村民税	本人の合計所得金額	。 類が320	た。 方円以上420万円未満の方	基準額×1.7
第10段階	市町村民税 : 課税	本人の合計所得金額	。 類が420	方円以上520万円未満の方	基準額×1.9
第11段階		本人の合計所得金額	ý ýが520	方円以上620万円未満の芳	基準額×2.1
第12段階		本人の合計所得金額	ý ýが620	方円以上720万円未満の芳	基準額×2.3
第13段階		本人の合計所得金額	ý 類が720	^{≇&ネネムいじょう} かた 万円以上の方	*************************************

[※]第 1 段階から第 3 投幣については、公費による負担軽減措置等により、基準額に対する割合を上記の割合より引き下げて設定している市町村もあります。

イ. 保険料の納め方

(普通徴収と特別徴収があります。

○普通徴収

る31m なきもとうが年額18万円未満のがたりなが、18万円以上ある方のうち、年度途中に第1号被保険者の

[※]設定例は13段階制ですが、14段階以上を設定したり、基準額に対する割合を変更している情質科もありますので、詳しくは、答信的科にご確認ください。

資格を得た芳、他の情前科から転送してきた芳など特別養成(幹釜からの控除)ができない芳については、 情前科が発売した新美通知書に基づき、情前科に個別に納付します。納戈時期や回数は情前科によって異なります。

○特別徴収

老齢年釜や逮職年釜のほか、遺族年釜、障がい年釜を年額185円以上受給している芳については、年釜保険者(日本年釜機構、対済組合等)が、年釜の定期支払い(年6回)の際に保険料を差し引き、 清前科に納付します。

特別後心での仮徴で、4月・6月・8月の受払券)となる収(10月・12月・2月の支払券)

第1号被保険者の芳の保険料は、所得酸階別に設定されるため、当年度の保険料額は前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため、前年度から継続して特別徴収め芳は、4・6・8月券については、原則として、2月に特別徴収りた額と同額の徴収が行われます。(仮徴収)そして、保険料額が確定した後に、が仮徴収分との調整がなされ、残る保険料額の徴収が行われます。(体で数収)

(2) 第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方の保険料

40歳以上65歳未満の芳の保険料は、加えしている首常健康保険や健康保険、共済組合などの医療保険の保険料算定方法に基づいて定められ、医療保険の保険料とあわせて納付します。

(3) **保険料の減免 要**単請

災害や著しい所得減少などの理由で、保険料の納付が困難になったとき、保険料が減免される場合があります。

- ・ 震災、 風水害、 火災などの 災害により 住宅、 家財等に著しい被害を受けた ***
- ・ 死亡、心身の瞳光な障がい、若しくは長期間の入院、事業立は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより生計中心者の所得が前年に比べて大幅に減少した方

市町村によっては、独自の減免制度を設けている場合がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

(4) **滞納時の措置**

介護保険は、社会全体で介護や支援を襲する高齢者等を支える制度で、サービスを必要としない方を含め、 保険料は必ず納めていただく必要があります。保険料は、必ず期日までに納めましょう。

「保険料を続めていない場合、介護サービス等を利用する際に、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1 年以上滞納したとき⇒支払方法が償還払いに変更

利用者が費用の全額を一旦負担し、申請により後日、保険給付分(9割から7割)が支払われます。

1年6か月以上滞納したとき⇒保険給付が一時差し止め

利用者が費用の整額を資疸し、単語後も保険給付の一部艾は整部が一時的に支払われなくなります。 また、滞納が続くと、支払われなかった保険給付費を滞納保険料に発望する場合があります。

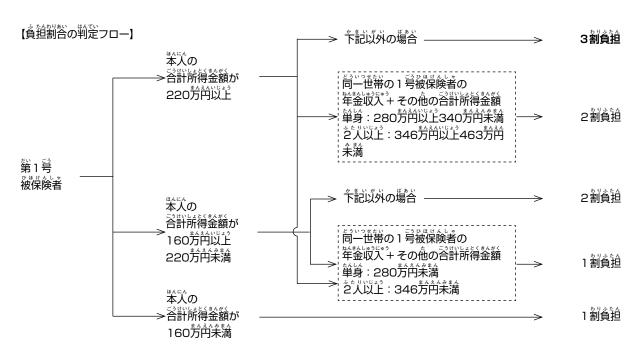
2年以上滞納したとき⇒続付額が減額

保険料の徴塡権に2年で時効になりますが、時効により保険料の徴塡権が消滅した期値に応じて、 利用者負担が3割艾は4割に引き上げられるほか、高額介護(介護予防)サービス費、高額医療合算 介護(介護予防)サービス費、特定以所者介護(介護予防)サービス費等が支払われなくなります。

7.利用者負担

(1) **利用者負担について**

○サービスの利用料は、費用の1割から3割を利用者が負担します。



第2号被保険者、受給者本人が市町村民税非課税である場合文は生活保護法に規定する被保護者である場合は所得にかかわらず1割負担です。

゙ ケアプラン(介護予防ケアプラン)の作成費用は全額介護保険で給付されるため利用者負担はありません。

りょうしゃふたん こうがく ○利用者負担が高額にならないよう、所得に応じて負担限度額が設けられています。

旂	·	りょうしゃふたんじょうげんがくげつがく 利用者負担上限額(月額)	
現役並み所得者に相当する	まんえんいじょう 年収約1,160万円以上	140,100荊(世帯)	
現役並み所得者に相当する *** *** *** 方がいる世帯の方	なんしゅうやく 年 収約770万円以上~同約1,160万円未満	93,000荊(世帯)	
	# 収約383万円以上~同約770万円未満	44,400円(世帯)	
世帯内のどなたかが市町村民	がた。 かぜい 説税を課税されている方	44,400円(世帯)	
世帯の全員が市町村民税を調		24,600취(世帯)	
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)		

(2) **居宅サービスの利用者負担**

たいであるサービスには、要介護状態の区分でとに 1 か月あたりの支給限度額(単位数)が差められており、これらの上限額の範囲内でサービスを利用した場合、利用額(1割から3割)を利用者が資担します。

しきゅうげんどがく こ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超過分の費用は全額利用者が負担します。

○主な居宅サービスの支給限度額と利用者負担額(自安) 【1か月あたり】

≤ 労	しきゅうげんどがく 支給限度額	りょうしゃふたんがく 利用者負担額(1割)	りょうしゃふたんがく 利用者負担額(2割)	りょうしゃふたんがく 利用者負担額(3割)
要支援1	50,320荒	5,032荊	10,064荒	15,096鬥
要支援2	105,310荊	10,531취	21,062荒	31,593荊
まうかいご 要介護 1	167,650荒	16,765荊	33,530∰	50,295荊
まうかいご 要介護2	197,050荒	19,705荊	39,410∰	59,115荊
_{ょうかいご} 要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
_{ようかいご} 要介護4	309,380円	30,938 ^{ネ^} 円	61,876円	92,814円
_{ようかいご} 要介護5	362,170円	36,217鬥	72,434円	108,651円

- こます。 はんとがく たんい あられ となく これます。 1 単位当たりの単価はサービスの種別及び事業所の所在地によって異なります。 またい 表の支給限度額は、1 単位 = 10 円で算出しています。
- でよう しきゅうぜんどがく てきょう ※表の支給限度額が適用されるサービス(介護予防サービスを含みます。)は次のとおりです。

(3) 施設サービスの利用者負担

ア、介護保険施設分所(分院)時に施設サービスを利用した場合の利用者負担

- ・施設サービス費の 1 割から 3 割を利用者が貧迫します。(資担上放額については、16ページ[7(1)高額介護(介護・予防)サービス費」を参照。)
- ・特別なサービス費用(特別な居室料、特別な食事)・日常生活費(理美容代、その他の日常生活費として定められた 費用)は、保険給付の対象外なので、全額利用者が負担します。
- ・施設サービス費は、施設の所在地域、人員配置加算等により、施設でとに異なります。また、居住費(滞在費)・食費については、施設との契約で定められるため施設でとに異なります。
- ・栄養マネジメントの強化など特別なサービスを提供したり、手厚い職員配置や介護が函難なだに対して質の篙い ケアを実施する施設などでは、利用料が高くなります。

ッょうりょうれい ※利用料例は18ページをご参照ください。

種別		を 負担 わりまい 割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		1割			22,948円	25,143H	27,306円
介護老人	多床室	2割			45,896円	50,285円	54,612円
福祉施設		3割			68,845Ħ	75,428Ħ	81,918円
(特別養護	ユニット塑	1割			25,550円	27,776円	29,939円
老犬ホーム)	ユーノド主 個室	2割			51,101荒	55,552H	59,879円
	岡土	3割			76,651円	83,328円	89,818円
	多床室	1割	24,861円	26,428Ħ	28,466円	30,127円	31,726円
		2割	49,721円	52,856円	56,932円	60,255円	63,452Ħ
介護老人		3割	74,582円	79,284Ħ	85,397円	90,382荒	95,179円
保健施設	ユニット型	1割	25,143円	26,585円	28,623円	30,347円	31,914円
	ユーノド主 個室	2割	50,285円	53,170 🛱	57,245円	60,694円	63,829円
	単土	3割	75,428円	79,754円	85,868円	91,040円	95,743円
	Ι鄭(Ι)	1割	22,603 🛱	26,083円	33,545円	36,742 🛱	39,595円
	1空(1) (従来型個室)	2割	45,207円	52,166円	67,089円	73,484円	79,190円
介護医療院	(MC/NILIAI)	3割	67,810円	78,250円	100,634円	110,227円	118,785荊
71 政心派机	Ⅲ躛(Ⅰ)	1割	21,161荒	24,171 🛱	30,754円	33,513 🛱	36,021 🛱
	単空(1) でゅうらいがたこしっ (従来型個室)	2割	42,323 🛱	48,342円	61,509Ħ	67,026円	72,042円
		3割	63,484円	72,513円	92,263円	100,539円	108,063円

^{※1}単位=10.45円(5級地)で試算

イ.利用者の負担軽減制度

○特定入所者介護(介護予防)サービス費 要申請

所得の低い

「所得の低い

「所得の低い

「所義である。

「一世では、

「一世

- ① 世帯の全員が市町村民税非課税であることに加えて、要介護者又は要支援者と同一の世帯に属しない配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)についても、市町村民税非課税であること。
- ② 要介護者文は要支援者及び配偶者が所有する筑金、預算金、合同運用信託、公募公社管験資金局等運用投資信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が第1段階:2,000方符(配偶者がない場合にあっては、1,000方符)、第2段階:1,650方符(650方符)、第3段階①:1,550方符(550方符)、第3段階②:1,500方符(500方符)であること。(その他これらに類する資産としては、純金積立購入、口座残高等により時価評価額が容易に把握できる資金属等が含まれます。)

(参考)利用者負担段階と負担限度額

		食費の負担	ばんどがく にき は度額(1日)	きょじゅうで 居住費		ふたんげんどがく 負担限度額	(1日)
りょうしゃ 利用者 ふたんだんがい 負担段階	対象者	しせっ 施設 にゅうしょしゃ 入所者	ショート ステイ りょうしゃ 利用者	ユニット型 遺しっ 個室	がた ユニット型 にいてき 個室的 たいを 多床型	じゅうらいがた 従来型 こしっ 個室	をしょうしつ 多床室
第1段階	 せたいぜんいん しちょうそんみんぜい ひ かぜ い 世帯全員が市町村民税非課税の かた ろうれいふくしねんきん じゅきゅう 方で老齢福祉年金を受給されて いる方 せいかっほごとう じゅきゅう 生活保護等を受給されている方 	300Å	300Ä	820円 条箱6雑 8月から 880円	490円 令和6輩 8月から 550円	490円 (320円) (320円) (320円) (380円) (380円)	O鬥

[※]高額介護サービス費が適用される場合は、16ページ[7(1)高額介護(介護予防)サービス費[0]の表の金額となります。

				しょくひ ふたんは 食費の負担	tんどがく にち 限度額(1日)	きょじゅうで 居 住 費	たいざいひ (滞在費)の	ふたんげんどがく 負担限度額	(1日)
りょうしゃ 利用者 ふたんたんかい 負担段階	対	しょう 象	者	しせっ 施設 にゅうしょしゃ 入所者	ショート ステイ りょうしゃ 利用者	ユニット型 こしっ 個室	カース かた ユニット で 個室的 たしょうがた 多床型	じゅうらいがた 従来型 こしっ 個室	多床室
第2段階			in this Late (390鬥	600취	820円 条箱6雑 8月から 880円	490円 各和6年 8月から 550円	490件 (420件) 熱剤6雑 8觧から 550件 (480件)	370円 ※約6年 8角から 430円
第3段階①	世帯全員が しちょうぞんみんぜい 市のかぜい 非課税	税ない。一般などのでは、一般などのでは、一般などのでは、一般などのでは、これをいる。	会計所得金額と 金貨で教と主報 収入額と当 収入額の合計 805年超120	650취	1,000荒	1,310円 令和6年 8觧から	1,310円 令和6年 8觧から	1,310円 (820円) 冷粕6榮 8預から	370円
#w #A.mu 第3段階②		税年金が年間1	うけいしょく *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	1,360萬4	1,300荒	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第4段階	・上記以外(・上記以外の方				シェルザルと 負担限度	ぎゃく きっぱん ひんしん こうしん こうしん こうしん こうしん かくしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん しんしん しん		
(参考)基準費用額		1,44	15 党	2,006円 2,006円 約和6年 8覚から 2,066円	1,668円 令和6年 8角から 8月から 1,728円	1,668円 (1,171円) 等箱6年 8月から 1,728円 (1,231円)	377円 (855円) (855円) ※ ※ ※ ※ (815円) ※ ※		

かいこうじんふくししせつ たんきにゅうしょせいかつかいこ かいこよぼうふく およ ちいきゅっちゃくがたかいこうじんふくししせつにゅうしょしゃせいかつかいこ)は介護そ人福祉施設入所生活介護(介護予防含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「ユニット型個室的多床室」は、令和3年4月以降、新たな設置が禁止されました。

○市町村民税課税層における居住費(滞在費)・食費の特例減額措置 要申請

本人文は世帯賞が市前村民税を譲税されている「7(3)イ、特定入所者介護(介護予防)サービス費」の利用者資担 段階第4段階に該当する高齢主婦等世帯であっても、要件に該当する場合には、市前村に単請することで第3段階の資担軽減を受けることができます。

しゃかいふく し ほうじんとう りょうしゃ ふ たんけいげん (4) 社会福祉法人等による利用者負担軽減 (

○医療と介護の負担額が著しく高額になった場合の負担軽減制度

介護保険サービスや各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)の資担額が高額になった場合には、それぞれの制度において資担上限額(月額)が設けられ、これを超えた分が支給されます。

これに加え、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に支払った介護保険サービスの利用者を担(1割から3割)と各医療保険の世帯内での自己負担の合計額が高額になる場合にも、所得区分ごとの一定の限度額を超えた分を、それぞれの負担が、からは「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」、各医療保険からは「高額介護合算療養費」として支給されます。

 $^{\circ}$ たんがく $^{\circ}$ にこれない $^{\circ}$ になれない。 高額介護 (介護予防) サービス 費及び高額療養費の支給額を除いた額が対象です。

支給を受ける場合は申請が必要です。手続きは、市町村にお問い合わせください。

かいこほけん こうまこうれいしゃいりょうせいど りょう ばあい じこふたんげんどがく 介護保険と後期高齢者医療制度を利用した場合の自己負担限度額

	Ly とく く がん 所 得 区 分 <u> </u>				
UT.	げんえきな_	またえんいじょう 課税所得690万円以上	212万円		
かぜいせたい	ザルネッ 現役並み い。 所得者	またえんいじょう 課税所得380万円以上	141万円		
課税世帯	1 別待有	まんえんいじょう 課税所得145万円以上	67万円		
		いっぱん 一般	56万円		
ひかぜいせたい	低所得Ⅱ		315円		
非課税世帯		ていしょとく 低所得 I	19万円		

その他、災害等の場合の利用者負担減免や市町村によっては独自の減免制度を設けている場合がありますので、詳 しくは情節特にお問い合わせください。

高齢者の権利擁護事業

けんりょうご そうだんじぎょう 権利擁護相談事業 (1)

窓知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、社会の中で直面するさまざまな権利侵害 や生活していく上での不安や困りごとなどの相談に応じます。また、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉施設等、地域の関係機関に専門的な助言や情報提供を行います。

		守 JPJODJA F IR HXJE IC CTJ V IO 9 G	
2241 + 4 1	まぉぇゕし きがいしいがい 大阪市・堺市以外にお住まいの方	****** たいしない すった 大阪市内にお住まいの方	堺 市内にお住まいの方
相談機関	まれまからしゃかいふくしまらまかい 大阪府社会福祉協議会 もいまふくしまりようごおいしなしっ 地域福祉部 権利擁護推進室	まれきかしせいねんこうけんしぇん 大阪市成年後見支援センター	まかいはなりようご 堺市権利擁護サポートセンター
でんかそうだん電話相談	TEL:06-6191-9500 げっ 金曜日 10:00~16:00 しゅくじっ ねんまっね たし のぞ ※祝日、年末年始を除きます。	・成年後見制度に関する相談 TEL:06-4392-8282 月~土曜日 9:00~17:00 ※祝日、年末年始を除きます。	TEL: 072-225-5655 「月〜金曜日 9:00~17:30 「はんじっ ねんまつねんし のぞ ※祝日、年末年始らを除きます。 からいきかん せんもんてき 主に、地域の関係機関に専門的な じょばん じょうほうていきょう 助言や情報提供を行っています。
世んもんぞうだん専門相談	 へんごし、しゃかいなくしし 弁護士、社会福祉士による面接 相談を実施しています。 無いしゅうもくようび 毎週木曜日 13:00~16:00 (電話相談で予約、相談無料) 	保健福祉センター、 地域を整体的は力に を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがいる。 を対すがない。 を対すがない。 を対すがない。 を対すがない。 を対すがない。 を対すがない。 を対すがない。 を対すがながる。 を対すがない。 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 にない。 では、 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 を対する。 にない。 では、 を対する。 を対する。 にない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	発養士党は貴法書士と社会福祉士 による箇接相談を実施しています。 予約制・無料

にちじょうせいかつ じ りつ し えんじぎょう 日常生活自立支援事業 (2)

認知症、紅的障がい、精神障がいなどにより判断能力が予労でない芳へ、福祉サービスの利用譲助や首常的な釜銭 の管理、書類等の預かりサービスを提供します。 お問い合わせは、各市町村社会福祉協議会へお願いします。

サービスの種類	gr) 内 容			
福祉サービスの利用援助サービス	・ 福祉サービスについての情報提供、助管 ・ 福祉サービスを利用したいときの利用手続きの手信い など			
にもじょうてききんせんかんり 日常的金銭管理サービス	・			
書類等の預かりサービス	まきんつうちょう いんかん けんりしょ			

せいねんこうけんせいと (3) 成年後見制度

- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(成年後
- ・判断能力が十分でなくなってから利用する「法定後見制度」と、判断能力が十分でなくなった場合に備えて、「誰に」 「何を手伝ってほしいか | などについて契約により決めて公正証書を作成しておく「任意後見制度 | があります。
- ・ もうした できるのは、 本人、 配偶者、 四親等内の親族及び市町村長 (本人の福祉を図るため特に必要があると認め る場合)等です。
- ・詳しくは、市町村、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者基幹相談 しえん 支援センター、中核機関(権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関)、ご本人がお住まいの地域を 所管する家庭裁判所にお問い合わせください。

こうれいしゃぎゃくたいぼう し **(4)** 高齢者虐 待防止

かいこぼけんほう
介護保険法では、地域支援事業による高齢者虐待防止等の権利擁護事業の実施や、事業者の利用者に対する人格 られいしゃぎゃくたい ねっていましています。 高齢者虐待を発見した場合は、市町村に相談・通報してください。

しん さ せいきゅう

になるできまった。 ようかいこ ようしえん にんてい かいこほばんりょう かん しょぶん たい ふふく 市町村が行った要介護(要支援)認定や介護保険料に関する処分に対し不服があり、市町村に相談しても解決できな い場合は、その処分の取消しを求めて、前に設置されている介護保険審査会に審査請求することができます。

かいこほけんしんきかい 介護保険審査会では、市町村が行った処分が、法律や条例等に照らして違法または不当な点がないかどうかを審理し、 裁決します。

なお、審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行う必要があります。

大阪府介護保険審査会のホームページ **大阪府介護保険審査会**

かい ご ほ けん り よう 障がい者の介護保険利用について

がいこほけんせいど 介護保険制度においては、障がい者施策によるサービスを利用している障がい者の方も含め、原則として65歳以上 の方及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方は介護保険の被保険者となります。

そのため、65歳以上の高齢障がい者及び40歳以上65歳未満の特定疾病者が要介護(要支援)認定を受け、要介護艾 は要支援状態となった場合は介護保険から保険給付としてサービスを受けることができます。また、その他の事業に ついても利用できる場合があります。

しょう 障がい者の自立生活を支援する上で、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい なくし 福祉サービス等については、障害者総合支援法によるサービスをはじめ、各種サービスを総合的に組み合わせてケア プラン等に位置づけられて提供されます。

また、平成30年度より、市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯の方などの一定の条件を満たす方は、介護保険の してるたん 自己負担について、高額障がい福祉サービス等給付費により償還する制度が設けられました。

〈詳しくは、お存まいの情節科までお問い合わせください。

11. その他の高齢者福祉サービス等

(1) 在宅におけるサービス

(2) **施設サービス**

ア. 養護老人ホーム

じたくでの生活が困難な方を、「ちょうれの措置により養護するための施設です。「入所者が自立した日常生活を営み、 とかできない。 社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行います。

ないしょうしゃ げんぞく 対象者……原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な方りようと、企業を含される。 からない なん からない はいまいてき りゅう こんなん から 対象者 …… 原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難な方りようとう。

1859157 利用料……負担能力に応じて、一定の費用負担があります。

> された。 高い合わせ先: 市町村高齢者福祉担当窓口

イ. 軽費老人ホーム

ッホラッホラ 利用料……負担能力に応じて減額されます。

> 直接施設へお問い合わせください。 直接施設へお問い合わせください。

ウ. 有料老人ホーム

ではないできょう。 たいきょう たいきょうきいかっ かっよう ていきょう しせっ 食事や介護の提供、その他日 常生活に必要なサービスを提供する施設です。

りょうけんほうしき たてものちんないしゃくほうしき しゅうしんたてものちんないしゃくほうしき ※利用権方式、建物賃貸借方式、終身建物賃貸借方式があります。

対象者(介護付) ……介護が必要になっても、施設が提供する特定施設人居者生活介護を利用しながら、当該施設の居室で生活を継続することができる方を対象

対象者(住宅型) ……介護が必要になった場合、にもうきませらした。 整然により、地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながら、当該施設の諸室で生活を継続することができる方を対象

利用料……契約により ξ のられており、施設でそれぞれ異なります。

<u>筐接施設へお問い合わせください</u>

(3) **高齢者向け住宅**

ア. サービス付き高齢者向け貸着

できない。 「住宅としての諸室の広さや設備、バリアフリーといったハード館の条件を備えるとともに、ケアの専門家による管 香確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整え、都道府 県・政や市・中核市に登録された住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム **大阪府 サービス付き高齢者向け住宅 検索 大阪府**

イ. シルバーハウジング

・ こうれいしゃ はいりょう さっけい じゅうたく こうれいしゃ ふたり またいまた たんしんしゃ たいしょう こうれいじゅうたく にゅうきょしかく み 高齢者に配慮した設計の住宅で、高齢者の2人世帯又は単身者を対象とする公営住宅です。入居資格を満たすいます。必要があります。

と、あり、、また、ふぇいじゅうたく かくしていかんりしゃ、しぇいじゅうたく レーじゅうたくたんとうか 問い合わせ先:府営住宅は各指定管理者、市営住宅は市の住宅担当課へ

じょうほうあんない

ア. 抱当のケアマネジャー(介護支援尊削員)

ケアプランを作成したケアマネジャーに相談できます。

イ、利用している事業者の苦情相談察員

りょう 利用している事業者には苦情相談窓口があり、責任者がいますので、気軽に相談できます。

ウ. 市町村 介護保険担当窓口

かいこほけん かん get ん なや くじょう 介護保険に関する疑問、悩み、苦情などは市町村の介護保険担当窓口で相談できます。

エ. 地域包括支援センター

もいき こうれいしゃほんにん かぞく 地域における高齢者本人や家族などからの相談を受付ける総合的な窓口です。 ただれた。 市町村に設置しています。所在地や連絡先は、市町村にお問い合わせください。

* お住まいの市町村の地域包括支援センター

ホームページ 大阪府 地域包括支援センター

オ. 大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

がいこまなん 介護保険サービスに関する苦情について、介護サービス苦情処理委員会に申し立てることができます。 ままさかしちゅうおうくときれまちいっちょうめ 大阪市中央区常盤町一丁目3-8 中央大 通FNビル内5階 TEL: 06-6949-5418

カ. 認知症に関する相談察員

になうしょう かん そうだん しちょうそん ちいきほうかつしえん 認知症に関する相談は市町村の地域包括支援センター等で対応しています。

ホームページ **大阪府 認知症に関する相談窓口**

キ. 若年性認知症に関する情報

* 気になる症状や心配な症状がある場合は、早めに医療機関を受診してください。

ホームページ 大阪府 若年性認知症について

ク. 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会「福祉サービス苦情解決委員会」

るくし、「くじょう」がいけつ そうだんえんじょ じぎょうしょ きょう と はな まい きかい もう てった 福祉サービスの苦情を解決するために、相談援助、事業所への聞き取り、話し合いの機会を設けるなどのお手伝 いをします。

- f_{2} きんようび f_{3} ・月~金曜日 f_{3} 10:00~ f_{3} 16:00(祝祭日・年末年始を除きます。)

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

- ケ. 消費生活に係る相談及び苦情の受付
 - ・消費者ホットライン TEL:188 (局番なし)

* しちょうそんとう しょうひせいかつそうだんまどぐち あんない ※お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

大阪府消費生活センター

コ. 独立行政法人福祉医療機構(WAM)

ホームページ

福祉医療機構

本パンフレットのホームページ

・本パンフレットの電子ファイルや内容の変更等の最新情報を掲載していますのでご参照ください。

ホームページ 大阪府 介護保険制度 パンフレット

